令和5年度 第2回武蔵野市男女平等推進審議会 議事要旨

日 時:令和5年6月19日(月) 午後6時~8時30分

場 所:男女平等推進センター会議室

出席委員:諸橋会長、小林副会長、生駒委員、伊藤委員、大島委員、大田委員(WE

B参加)、篠原委員、高丸委員、中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員

欠席委員:中村(邦子)委員

- 1 開 会
- 2 議題
- (1) 前回の議事要録の確認
- (2) 計画の体系(案) について
- (3) 困難な課題を抱える女性への支援に関する法律について
- (4) 新基本目標 I 男女平等の意識を育むまち 現状と課題、施策
- (5) 新基本目標Ⅳ男女平等推進の体制づくりに取り組むまち 現状と課題、施策
- (6) 第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書について
- 3 その他
  - 日程調整
- 4 閉 会

【男女平等推進担当課長】 定刻になりましたので始めたいと思います。それでは 会長、よろしくお願いします。

【会長】 それでは、第2回の武蔵野市男女平等推進審議会を始めたいと思います。 まず、前回の議事録確認を事務局、その前に資料確認をお願いして、資料確認の後、 議事録確認を行いたいと思います。お手持ちの資料、事務局から御説明いただけます か。

【男女平等推進担当課長】 (資料の確認)

【会長】 ありがとうございます。一番下の資料7は、昨年度分の実施状況で、今年度、我々が評価しなければいけないものということで、担当部署からのヒアリングも行わなければいけないものですが、また、この件は後でお知らせしたいと思います。

それでは、前回の議事録の確認ですか。これも事務局から御説明お願いします。

【男女平等推進担当課長】 では、資料1が前回の議事録になります。修正等がございましたら、この場で、または、今後1週間あたりを目途に、事務局にご連絡ください。

なお、議事録の3ページの関連ですが、前回委員から、計画の背景に、DV防止法の改正は載せないのかとのご発言がございました。事務局は令和元年6月の改正のことと理解して、お話ししましたが、その後確認をしたところ、委員がおっしゃっていたのは、令和6年4月1日にDV防止法が改正されることではないかと思いましたので、ここでその改正について少し説明をさせていただきます。DV防止法に基づく接近禁止命令などを発令する要件として、現在は、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときなどとなっているものを、「心身に」とされることや、命令違反の厳罰化などを定めた改正が、令和6年4月1日に施行になります。これは、計画策定の背景として記載したいと思います。

【会長】 ありがとうございました。

前回の記録の3ページのあたりのやり取りで、来年の4月1日にDV防止法、いよいよ厳しくなるということですね。

【委員】 そうですね。罰金も250万から。

【会長】 なるほど。いいことですね。

【委員】 あと、加害者対策も。

【会長】 なるほど。どうもありがとうございました。

ということで、最新の情報を伺いました。そこら辺、時間がなかったものですから。 ということで変わるそうです。注目ということですね。今後、私どもの行動計画がで きるときも、そこら辺も少し書き込んでもらって、国の動きというあたりで書き込ん でもらうのがいいかと思います。ありがとうございました。

それでは、議事録確認した。では、2の議題の(2)に移りたいと思います。計画の体系ということで、この前、資料2を見てもらって、基本目標と基本施策、ここまで見てもらって、少し入替えがありました。これの説明は、事務局で後で、ここ入替えましたとか、これ加わりましたとか、してもらってよろしいですね。

ということで、資料2を御覧ください。今日は、基本目標のIと基本目標のIV、これをできれば決めたい。といっても細かなところまで決められませんが、基本施策、

それから施策のあたりぐらいまでですか、イメージを固めていただきたいということです。

具体的には、資料3に、これは現状です。第五次用ではありませんが、現状は、こういうのがぶら下がっていますという細かい事業が載っていますので、百幾つの事業、これに当たりますというのでイメージつけていただいて、IとIVの、意識の育みとそれから体制づくり、この2つを今日は片づけられたらと思っております。

では、事務局から、計画の体系(案)について、変更点とか、こうなりましたというのをもう一度御説明いただけますでしょうか。

## 【男女平等推進担当課長】 それでは、資料2を御覧ください。

前回の会議では、基本目標と基本施策について、四次計画と五次計画を対比させた 資料を用意して御覧いただきました。その中で、1つは、「男女平等の視点に立った表 現の浸透」、これは基本目標IVの一番下にある「メディア・リテラシーの向上」などに 関するところですが、これは基本施策からなくして、施策の「男女平等の意識づくり」、 一番上の意識づくりのあたりの下にぶら下げてはどうかと事務局からは提案させてい ただいたところですが、基本施策のレベルで表現の浸透というものを残しておくこと が大事だという御意見をいただいておりました。そのため、今回は四次計画と同じ場 所に残す形としています。

それから、基本目標Ⅲの基本施策の「5.女性の生涯にわたる健康施策の推進」につきましては、健康施策、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについては、女性だけに限定するものではないのではないかという御意見がございました。御意見が様々にありましたが、1回ペンディングということになりましたので、今後、基本目標Ⅲを議論するときの宿題になると思っています。

それから、基本施策にぶら下がっている施策の案です。第四次計画のものを引き継ぐものが多いですが、基本目標 I の「3. 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」の下に、「(1) 性の多様性に関する理解の促進」というものが1つあります。現状は、ここに、性的マイノリティなどへの支援といったものが入っています。ここを、理解の促進の部分と、パートナーシップ制度やにじいろ相談など、当事者に対しての直接の支援の部分を分けて、支援の部分は「意識を育むまち」から離して、基本目標Ⅲの基本施策「4. 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」の(3)に、「性的マイノリティ等への支援」として置いています。

それから、「困難な問題を抱える女性への支援」は、施策といたしまして2本柱を立てる案です。(1)が「支援に関する教育及び啓発」、(2)が「推進体制の整備」です。

資料4ですが、「困難な問題を抱える女性への支援」に関する法律について、前回の会議で、どういった法律か分からないというお話がございましたので、御用意した資料です。(~資料4について説明~)

【会長】 ありがとうございました。前回の第1回目の議論を受けて、多少入れ替わりが生じ、新しいものをつくっていただきました。

本日、この I と IV を 専ら決めたいのですが、2 つ目の生活と仕事が両立でき云々は 7 月から、人権を 尊重し、あらゆる暴力を許さないは8 月に話し合えればと思っております。先ほど課長からも御説明ありました、女性の生涯にわたる健康、リプロダクティブ・ヘルス/ライツのところは、考えてみましょうということで、少しペンディングにしておきたいと思います。今日御意見出たら、もちろん出していただいて結構です。

「困難な問題を抱える女性」ということで、ここに加えてありますが、それに関しては今御説明いただいたとおりです。計画の位置づけのところにも、今までだったらDV防止法と女性活躍推進法がこれに当たります。ですが、プラスアルファで、ここの困難な問題を抱える女性への支援に関する法律も兼ねるということで、ここに入れていただきました。おおむね内容、概要はお分かりいただけたかと思います。

さて、まず、全体的なバランスを見て、ある程度の肉づけが行われた体系図(案)、いかがでしょうか。前回より少し拡充されたかとは思います。細かい点は、また後でという感じになると思いますが、いかがでしょう。据わりはよくなった。表現が復活し、リプロはちょっとまだ分からないが、性的マイノリティの、直接支援はここに入り、性的マイノリティの意識問題は、Iの3に入るか、というふうにすみ分けが行われ、困難な問題を考えるというのがここに入ったというあたりが新規かと思います。 先週も出たけれど、具体的に論じていかないと、これが足りない、あれが足りないと、まだ、ここでは分かりかねると思いますが。

【委員】 すみません、困難な問題を抱える女性への支援、今、都とか県はつくらなければ、策定しなければいけないという感じで、今、関わらせていただいてやっているのですが、結局、大きく言ったら女性福祉の問題で、やっぱりDV防止法につながっていて、どうしてこの問題が出てきたかというと、やっぱり売春防止法がDV防

止法の根拠法になっていたわけです、2001年にできたとき。それは教育するとい うか、売春をしないようにするみたいな、教育するというか、人権を守るというより も、そういった施策だったので、それにDV法が絡んでいるのはおかしいではないか というので、ずっとそこから動きが出ていて、その結果、相談の現場では、やっぱり 今一番、どういう人たちが困難かというと、若年女性です。それで、本当に私たち困 っていて、実際に15、16で家を出てきてしまって、親から虐待されていると言う のだけれども、親のほうは、虐待はしていない、勝手に出ていってしまったのだとい うようなこと。でも、帰りたくない。それで、公のセンターにも行きたくないという ような感じで、本当に居場所を探している。SNSで知り合った人と一緒に暮らした りとか、皆さんも御存じだと思うけれども、歌舞伎町なんかで部屋もついているとこ ろに行ってしまう。その繰り返しをしながら妊娠してしまうという状況があったりし て、私たちはどうしようもないので、やっぱり何か本当に国の施策とかサポートがな いと、これはいけないと一方で思っているみたいなところから出てきたもので、私、 これが教育とか啓発ではないかなと思うんです。どちらかというと福祉の観点という のが入っていかないといけないし、人としての尊重、人権として認められるところが 大切なのかと思うので、その辺のところは少し議論していかなければいけないし、区 市町村は、今は努力義務なので、そんなに焦ることもないから、様子を見ながら、い い方向の施策というか、それに行けばいいのかなと思ったりしています。

【会長】 ありがとうございます。僕も、施策のところを見て、教育と推進体制だけでいいのかと思って、実際にもっと困っている人たちをどうやって救えばいいのかというのが、ここに入ってないように見えたので、これは追って8月の議論ということになるかと思いますが、貴重な御意見と実態をありがとうございます。

ということで、これを入れるのは本当に大事なことだと思います。

【委員】 これがまた、厚生労働省なんですよ、管轄が。DV法は内閣府で、こちらは厚生労働省なので、そこのところの縦割りの難しさが結構あって。

【会長】 むしろ福祉だというのは、そのとおりだと思うんですよね。実際に困っている女性たちをどう保護していくかは、教育だけでは済まない、今困っている子供たちをということがありますので、広くいえば推進体制の整備と関わるのでしょうが。

【委員】 だから、ここに入ってきたのはすごくいいと思うので。

【会長】 ですね。具体的な施策というか事業がどういうものが、また、ぶら下が

るかにもよると思いますが、そのところは記録と記憶にとどめていただいて、議論したいと思います。ありがとうございます。施策の(1)(2)だけでは少し足りないというか、そんな表にも思いました。

ほかいかがでしょうか。全体を通してですが。

【委員】 すみません、メディア・リテラシーのところですが、こういうふうに表になると、何か据わりが悪いような気がするんですよね。表現の浸透は、体制づくりというのとは少し異質な感じがしてしまったのですが、どうでしょう。

【会長】 前回戻したんですよね。こっちの表現を変えますか。どうでしょうか。 事務局からよろしくお願いします。

【男女平等推進担当課長】 前回、表現の浸透の部分については、「基本目標 I 男女平等の意識を育むまち」に置くという方向で、事務局からはお話しをさせていただきました。その後、庁内で検討する中で、現在の「男女平等の視点に立った表現の浸透」の中の「メディア・リテラシーの向上」には、職員向けのガイドブックをつくるとか、市民向けの講座をやるといったこともあるため、変える必要はないのではないかとの考えから、この場所に置きましたが、御議論いただければと思います。

【会長】 いかがでしょうか。早速、IVに入ってしまいましたが、前回の議論は、最初、事務局案は、そういう形で入れていただいたのですが移した。あるいは「メディア・リテラシー」という言葉が消えてしまったということもあって、復活させたという経緯があります。前回の議論のところは、議事録の12ページで前回議論しています。いかがでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 メディア・リテラシーの向上の中には、現状で何が入っているかというということにつきましては、資料3の裏面、一番下の「メディア・リテラシーの向上」の下に、事業番号105、106とございます。「メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催」、それから「行政刊行物の表現の見直し」、の2つです。

【会長】 これは、体制づくりと考えて、「体制づくりに取り組むまち」で、おかしくはないが、こう見ると、「男女平等の視点に立った表現の浸透」というのが、あれなのかな。そう見ると、「取り組むまち」、でも「体制づくりに取り組む」ということでは「表現の浸透」も大事か。どうでしょう。いかがでしょうか。忘れさえしなければ、どこでもいいといえば、どこでもいいのだけれど、ただ「メディア・リテラシー」の

言葉が消えてしまうと忘れてしまいそうなので復活させたというところがあるんだよね。だから入れたい。意識づくりと言えばそれはそのとおりですよね。ですが、全体に関わるから体制の問題だろうというのが、前回の議論の流れだったように思います。いかがでしょう。IVのところですが。

【委員】 意識づくりのための表現なので、やっぱり I ではないかなという気がします。

【会長】 例えば、「メディア・リテラシーの向上」を I の1の(2)に設けるとか、例えば。意識啓発の下。 I の1の(1)があって、 I の1の(2)にしたら、メディア・リテラシー。ないしは「メディア・リテラシー」という言葉は消えてしまうけれど、「男女平等の視点に立った表現の浸透」を持ってきてもいいですかね、「メディア・リテラシー」のほうがいいですか、施策としては。

【副会長】 前から、この「メディア・リテラシー」ということが、いまひとつフィットしていないという議論がずっとあるから、ここは引っ張ってきてしまったような気もするのですが。メディア・リテラシー自体は、男女平等ということと物すごくリンクしている言葉でもないように思うんです。御専門だからむしろ教えていただきたいのですが。では、「メディア・リテラシー」というのを、例えば男女平等、男女等の平等だと思うのですか、中に取り込むとしたら一体、例えば市に対して求めるものとか、市民に対してこうあってほしいということは、どういう切り口になるのかという、何かそこが言葉だけあって、具体的な政策みたいなことには落とし込めないというところが、何となくこれが浮いてしまう原因ではないかと。

【会長】 そうなのでしょうね。分かります。

元はというと、公共的な事業体、団体とか自治体が何かものを、広報表現するときに、何げなく、例えば、市の申込書を書くときに、世帯主みたいな欄があって、そこに必ず事例として夫の名前を入れているような、これはおかしくないかというような、そういう細かいことから始まって、市のポスターも、ここはないですが、例えば男の人が力こぶをつくっていて、女の人はそれに寄り添うみたいな、そういうイラストがあったりとか、こういうものがオンパレードですね。まず、市からして、こういう表現を改めていきませんかというのが1つの流れです。

もう一つが、賢い市民は、こういうのを批判していく賢い市民、そういうジェンダーセンシティブな視点を養うのに、メディアは勉強しやすいということもあるので、

この表現はおかしいではないかという、そういうクリティカルシンキングをさせる素材ということでも、そういうメディアの男女の偏りのようなものとかを見つけていく能力を養う。まさに意識づくり、そちらは意識づくりですね。

もう一つは、広報表現を改めましょうというのは、どちらかというと、確かに体制 づくりに近いところもあって、それをごっちゃにしているところもあるので、据わり が悪いのかもしれません。

【委員】 私はメディア・リテラシーという視点もあると思うのですが、性別役割を植え付けるというか、そこが一番の問題だと思っているんです。メディア・リテラシーも大事だけれど、根本は、性別の役割を幼いうちというか、植え付けるという、そこで考えると「意識を育むまち」のほうに入れたほうがフィットするような気がいたします。

【会長】 意識づくりということでは。

【副会長】 「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」をつくったということは、市のほうから偏見に満ちたような表現が出ないようにする体制をつくる。市民の方たちにも、同じように表現に気をつけてほしいし、多分、市の表現についても批判的に考察して、もし少し違うというものがあれば、それを修正させるような仕組みがあれば、なおいいでしょうねぐらいのところが多分、そんな具体的に何かをするとすれば、そのぐらいのくくりになるのだけれど、それのためにどこに置いて、どういう順番で並べて、メディア・リテラシーの向上が一番大きいのですかね。中にその3つが入っているのか。

【会長】 上位概念は、男女平等の視点に立った表現の浸透ですかね。これは受け手でもつくり手でも、我々の意識全体の問題で、性別役割意識を変えていくということですから、メディアが相変わらず性別役割意識を植え付けているということだとすると、意識ものに置いてもいいかなと思いますね。改めて、前回の議論が少しあれですが。ただ、消したくはないので、「メディア・リテラシー」という言葉はまた、どこかしら残す、ないしは忘れないようにしてもらえればいいかと思いますが。ただ、どうでしょうね。

そんなことで、前回の議論は、市側が職員向け研修とか、ガイドラインもできたことだし、市の体制の問題ではないかみたいな話になりかけましたが、市の体制も含めて意識といえば意識なので、市職員の意識づくりも、Iに入れてもいいのかもしれま

せんので、改めて戻すのにやぶさかではないかとも思います。

Iの1の(2)で「メディア・リテラシーの向上」ないしは、何でしょう、「メディア・リテラシー」がいいかな、「男女平等」の、「男女平等の視点に立ったメディア・リテラシー」、そこまではうるさいね。でも、もし分かりやすくするなら「男女平等の視点に立ったメディア・リテラシー」とか、少し細かく書いてあげるのがいいかもしれません。ぶら下がるのが職員向けのガイドラインとか研修、それから市民向け講座もありましたので、その下に事業としてぶら下がるのはいいかと思いますが、どうしましょう、戻しますか。何かしっくりくるかね。すみません、一旦戻してもらって、一旦こちらに来てもらって、あっち行ったりこっち行ったりですが。

【男女平等推進担当課長】 では、よろしいでしょうか。整理いたしますと、「基本施策」のレベルで、「男女平等の視点に立ったメディア・リテラシー」ですか。

【会長】 いや、「施策」でどうだろう。

【男女平等推進担当課長】 「施策」レベルに。

【会長】 「基本施策」は「意識づくり」で。

【男女平等推進担当課長】 「男女平等の意識づくり」の下の「施策」のところに、(1)が「男女平等の意識啓発」、(2)が「男女平等の視点に立ったメディア・リテラシー」を(2)とする。

【会長】 というようなものでどうだろう。また変わることもあるかもしれませんが、移しますか。それだと据わりは意識ものだなと分かりますね。職員向けとかも、職員の意識づくりと関わる、体制と違うかということだったよね。

【委員】 「男女平等の視点に立った」と入れる必要がありますか。

【会長】 分からない。どうしよう。あえて入れなくてもいいかな、入れなくてもいいです。

【委員】 メディア・リテラシーがということ。

【会長】 メディア・リテラシーといったら、もう少し広めですよね。パソコンの、電子情報の使いこなし能力とか、もちろんこれも女性に必要ですが。でも、女性だけではなく、男にも必要なスキルですよね、情報にだまされへんでというのは。ありますので、どこまで書き込みますか。「男女平等の視点に立った」と入れたほうがよければそうしますし、もっと広くてよければ「メディア・リテラシー」。

【委員】 入れたほうがいいと思います。

【会長】 入れたほうが、ほかの市民にも分かりやすいかとは思いますが、どうで しょうか。

【委員】 出た頃は結構、コマーシャルなんかの見方で、偏ってないかとか、そういうチェックを市民講座なんかでやりましたね。

【会長】 やりました。僕もよく講師をやりました。今でも有効だと思います。

取りあえず「男女平等の視点に立った」と、うるさいようだったら、また考えるとして、「男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上」で入れてもらいましょうか。また、眺めてみたら、何か違ってくるかもしれないので。「男女平等の視点に立った」ではなくて、何かもう少し短くならないかね。男女平等の、少し長いけど、取りあえず入れておいてもらいましょうか。また、考えましょう。

ほか、I番、IV番、まとめてしゃべっていますが、いかがでしょう。もちろんⅡ番、 Ⅲ番の件でも結構ですが、主にI番、IV番あたりを今日は確定したいと思っています。

【副会長】 確定というのはフレームをではなくて。

【会長】 フレームを。

【副会長】 フレームでいいんですね。

【会長】 この前、分けたのは「性の多様性の理解」は「意識づくり」、ここも「体制」が入っていたね。そうか、「育むまち」だからね。まちだから、これはいいのか。「教育の推進」「意識・体制づくり」、性的マイノリティは(1)に入っている。

もう一つ、実際の支援とかは、4番か、Ⅲの4か。Ⅲの4の(3)に行ったわけだね。「性的マイノリティ等への支援」ということで、それこそやっぱり意識と実際の支援と、ここも分けたのだよね。だから、それと同じようにさっきの困難を抱える女性も、何か具体的な支援策を入れたいですね。

ほかどうでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」のところですが、意識の部分を「基本目標 I」に残して、体制を「基本目標Ⅲ」にしたので、「基本施策」の名前を、ここは「意識づくり」にしたほうが適切ではないかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【会長】 「意識づくり」はここにして、Iの「3.性の多様性を理解し尊重する意識づくり」にし、そしてⅢの4でいいのかな、そうだね。

【男女平等推進担当課長】 Ⅲの4の(3)に「性的マイノリティ等への支援」と

して、支援はこちらに。

【会長】 入っているから。それでいいかな。「支援」でいいね。4、「体制づくり」とか要らないね。

ほかいかがでしょうか。具体的なイメージが分かりづらければ先ほどの資料3、これが具体的な事業等がぶら下がっていますので、これは現行のほうですが、現在の支援策、現在の事業ですが、御参考までに、こういうのが下がっているというのを御確認いただければ見えてくるかと思います。実際には意識づくりは、研修、参画週間、国際理解、図書館、「まなこ」の発行と周知というあたりです。

それから学校教育ですが、これは男女平等教育、人権教育の研修、生活指導・進路 指導・キャリア教育、それから性の指導が入っています。

こういったところでよろしいでしょうか。

性の多様性に関しては、センターの講座、人権週間、SOGIの理解、それから、 これは(1)(1)になっていますが(1)(2)かな、「性的マイノリティ等への支援」。

【男女平等推進担当課長】 はい。(1)(2)です。

【会長】 (1)(2)ですね。「性的マイノリティ等への支援」は(2)になるかと思いますが、学校教育における個別支援、にじいろ相談、パートナーシップ制度の検討。パートナーシップ制度の検討は、できてしまったから完成形ですね。現在、パートナーシップ制度が動いているということですね。

このようなものがぶら下がっています。

【委員】 資料3の、「男女平等の意識を育むまち」の1の主管課が、1の「男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催」と書いてあって、生涯学習スポーツ課と書いてあるのですが、これは男女平等推進センターと違うのかなと。

【会長】 センターは入らないのか、そうね。

【男女平等推進担当課長】 すみません、記載もれです。生涯学習スポーツ課と男女平等推進センターが入ります。

【会長】 これはそのとおりです。実際やっているし。やってもらえないと困るしね。では、センターが欠けているということで、入れてもらいましょう。

図書館における情報提供、図書の情報提供はセンターもやっているといえばやって いますよね、4番。

【男女平等推進担当課長】 暴力をなくす運動のときですとか、人権週間のときに、

図書館に特設コーナーをつくるなどしています。また、男女平等センターでも情報コーナーで図書の貸出や紹介等を行っています。

【会長】 やっている。分かりました。

ほかどうでしょう、Iに関しては。学校教育、性に関する指導、キャリア入っているね。人権教育入っているよね。男女平等教育は学校教育だけではないんだよね。でも、それは意識づくりに入っているのか。

性の多様性、講座があり、人権週間があり、理解に向けた取組あり、学校で個別支援やり、にじいろ相談やり、大体過不足ないでしょうか。

【副会長】 今、基本目標 I の内容についてのお話ですか。

【会長】 そうです、内容をどう。 I の、基本理念と施策まで決めたいと言っていいですね。

【男女平等推進担当課長】 はい。「施策」のところまでの固めができればと思います。

【会長】 ただ、具体的に、事業名を挙げてもらってもいいですよね、こういうのを増やしたらとか、これはもう古いのではないかとか。

【副会長】 多分、イメージが湧きにくいのは、例えば、前の計画のこのパートはどんな計画書だったのか、この5年でやりたいことはこういうことですと多分なっていて、それを次の5年で、どこをもっとよくしたいのかとかというやり方でないと、文言としての「基本施策」と「施策」を、3つのものと4つのものを抽象的に話していても、多分、実のある議論にはどうかなというか、そんな気がします。

【男女平等推進担当課長】 まず、基本施策1と4について、現状と課題を整理し、 個別の事業については、これら課題を整理したうえで今後入れていくという流れを考えております。

【会長】 資料5が基本目標 I、資料6が基本目標IV、具体的に、今こういう現状で、こういう課題がありますというのが出ていますので、それの裏づけになるデータが資料5、6の関連資料でグラフが出ていますので、これを基に議論してもらっていいですね。現状ここまで進んだとか、進んでないとかということがお分かりいただけるかと思います。

では、この資料の説明もしてもらおうか。新基本目標 I に当たるところ、メディア・ リテラシーが加わりますけれども、現状こうです、課題はこういうのがありますとい うのを、これは事務局から説明してもらったほうがいいですか。では、新基本目標 I の現状と課題を簡単に御説明ください。

【男女平等推進担当課長】 (~資料5を説明~)

【会長】 ありがとうございます。現状と課題は一緒に出していただいて、これで 議論しやすくなったかと思います。いかがでしょうか。世論調査の結果から、学校に 対する期待はどれもこれも高いというのがありますね。特に性の問題や性の多様性あ たりということですかね。それからもちろん市民意識も変わってきているというのは 確かですが、引き続きという感じかと思います。何か新しい課題やさらなる課題の拡充ということはいかがでしょうか。お願いします、現場から。

【委員】 学校に対して非常に大きな期待を寄せていただいているということは、こちらの結果とかも踏まえて感じているところでございます。課題に書かれていることについては、本当に学校の中でもしっかりやっていかなければならないことだと認識しておりますので、ここに書かれている中身自体は、指導課としてはいいのかなと思っているところでございます。

特に今年は教科書採択といいまして、小学校とか中学校が使っている教科書も今日 採択するところですけれども、その中でもいろいろと現代的な諸課題としてこういっ た多様性の理解については、先生たちのほうでもぜひ見てほしいということをお願い していますし、教育委員会で最終的には教科書を選んでいくわけですが、そういった ときにも一つの観点にはなってくるかと思っているところでございます。

あと1点、表現的なところでごめんなさい。校則等の見直しということが書かれているんですけれども、「校則や慣習を見直すこと」と書かれているのですが、校則ってあまり学校で、現状として公立学校は使っていないというか、学校の決まりとかルールという形でやっていることが多いので、「学校の決まりやルールを見直すこと」というような形で、慣習は入ってもいいかと思うんですけれども、「校則」という表現だけ変えていただけるといいかと思いました。

【会長】 ありがとうございます。まさに校則、決まりやルールに関して大分見直 しが進みつつあるというのが現状かと思います。現状と課題はおおむねこういうあた りで、学校からも認識をいただいているという御返事をいただきました。

あともう一つ、市民向けとかオンラインを活用した授業とか、そこら辺は今後も拡充ということですが、オンラインはどうですか。オンライン利用というのは市民もそ

れなりにあると言えばあるんですか。

【男女平等推進担当課長】 コロナ禍のときにはYouTubeで講座の配信をしたこともあります。あとは成蹊大学でデートDVの講座をやるときにも、コロナの関係で大学で対面授業ができなくなったということでオンラインで授業をしており、男女平等推進センターも合わせてオンラインでやっています。コロナ禍が終わり、対面が増えてきましたが、オンラインをどのように活用していくのか、考えていかなければと思っています。

【会長】 せっかくのハイブリッドだし、スマホの普及率はもう相当高いから、実際に来なくても見られる人、あるいは関心のなかった人から、こういうことを公的機関がやっているなんて考えてもいなかった人たちに知らしめるチャンスではあるかと思うのですが。

【委員】 学校教育って学年で言うとどのぐらいどころからでしょうか。

【会長】 学校教育の何?

【委員】 学校で教えるとか保健科、今日は委員さんがいらっしゃらないんだけれども。

【会長】 ウェブで参加しています。

【委員】 委員さんに聞いてみたい。それがもっと早めたほうがいいんじゃないかという話をしたことがございまして、あとは倫理観、モラル観というわけじゃないんだけれども、命の大切さ。例えば命の大切さといったときに、愛情とか何とかとか、子供を産むというようなところね。委員さんが前におっしゃっていたので、若年層に妊娠した人がとても多くなってきたというようなことをおっしゃっていたので、その辺を委員さんに聞いてみたいと思ったのですが。

【会長】 なるほどね。それは困難を抱える女性と関わってきますからね。

【委員】 そうですね。それと、もちろん教育の場でも取り上げるということは先生たちもすごく御苦労があると思うのですが。

【会長】 どうでしょうか。委員さん、何か御意見はありますか。

【委員】 委員さん、聞こえますか。委員です。こんにちは、こんばんは。

この前、学校教育のところで具体的には性教育と言ったほうがいいのかしら、学年 を早めたほうがいいというか、妊娠とかをする方が若年層に行っているということで、 教育上は早めたほうがいいというようなお話を過去にしたことがあったと思うのです が、その辺の現状を教えていただけますか。

【委員】 年齢に応じて性教育というか、体のつくりのことだったりとか、性にまつわることは保育園のお子さんぐらいからやっていったほうが本当はよくて、段階を踏んで、自分の体のこととか異性のこととか、病気のことだったりというのをちょっとずつ教えていくことが大事なのか思うんです。

【会長】 そういう答えが欲しかった。

【委員】 現状のことを伺いたかったんです。私たちの時代は保健でもうずっと後で、やっているときもよく分からなかったような時期でございましたけれども。

【会長】 今や幼稚園、保育園時代ぐらいからやったほうがいいのではないかという現場の御意見ですが、指導課としては、これは発達の段階に応じてというのはずっと前から言われていることです。

【委員】 本当におっしゃるとおりで、発達の段階に応じてやっていくということ しか言い難いところがあるんですけれども、確かに低学年のうちからそういった生命 の尊重については、道徳だけではなくて、例えば生活科といって、子供たちが身近な 生き物とか人との関わりの中でそういったところを感じるというような学習をやった りなんかはしていますし、また最近、特に水泳指導の前なんかにはプライベートゾーンの話とかはするようになってきているというのはあります。

ですから、体のことというと、小学校4年生でやる保健の学習とか、あるいは中3とかで性感染症のことであるとかは今までもずっと言われていることでありましたけれども、そこに至るまでにも、先ほどの話から何度も出ている生命の尊重とか人との関わりとか、総合的な形で性教育をやっているというような捉えをしていただけるといいのかとは思います。それが多分、発達段階として、低学年のうちからできること、中学年とか高学年とかでできることということになっています。

【委員】 これは担任の先生とかがやったりするんですか。

【委員】 担任の教員ということもありますし、養護が関わることももちろんあります。場合によっては外部講師の方に来ていただいて、そういった命に関わる病院の方とかに来ていただいて、いろいろなお話をしていただくと。

【委員】 外部の講師を入れてったほうがいいみたいなことが書いてあるけれども、 外部の講師というのは、今現在どれぐらいの感じで入ってやっていただいているんで すか。 【委員】 コロナ禍ということもあって、全校でというのはなかなか難しいところが正直あったというのはあります。ただ、それこそ委員さんとかに来ていただいたりとか、赤十字病院が市内にもありますから、そういったところと連携してやっている学校さんなんかも今まではあります。

【委員】 昨日、男女のフォーラムでシオリーヌさんが来て性教育の話をされていたときに、国際セクシャリティー教育のガイダンス、ユネスコでつくっているガイダンスに応じて性教育みたいなことをしたらどうかという御提案もあって、それは5歳から始めるという。その年齢に応じた性教育を始めていきましょうということで国際的な指標があるわけですから、それに沿った人権に照らし合わせた性教育ということに関しては、武蔵野市の学校でやられる計画はあるんでしょうか。

【委員】 今おっしゃったような取組については、まだこちらではそんなには、これから研究していかなくてはいけないのかと思います。そういったいろいろなところで、世界的なことというのはもちろん情報収集はしていかなくてはならないと思いますけれども、現状でそれを運用して学校で何かやっているかと言われると、特にはないです。

【委員】 性教育の中に、高学年とか中学生になるとやはりリプロの視点とかを入れてほしくて、結局、最後に妊娠してしまって、女の子が産まなければならないという現実があるので、その辺のところ、自分の産む権利とかそういうことを選択できるみたいなことを育てていくというのが必要なのではないかとすごく思うんです。

あと、男の子が女の子の生理に対する理解とか、こんなに女の子は結構大変なんだと思ってもらったりとかいうので、私たちトイレットペーパーに女の子の生理を書いたのを作って、児相とかそういうところに配ったりしたんですけれども、そのような男の子も女の子も性について理解し合うというのも大事かなと思ったのです。

【委員】 1つ目の性のリプロとかをしているところは、御意見としてはよくただくんですけれども、例えば基本施策2のところですか、望まない妊娠や性感染症を防ぐというのを教育の早期から行うということについては、50%について肯定的に捉えていただいている。ただ一方で、逆に言うと半分近くの方々はちょっとためらうところもあったりするので、こちらからどんどんというよりは、それは学校と保護者の方々で本当に必要なところをよくよく相談しながらやっていく必要があるというのが、現状としてあるかというのが1つです。もう一つが何でしたっけ。

【委員】 男の子が生理を理解する、お互いの理解。

【委員】 ああ、男の子。宿泊学習とかをするときによくそこのところ、私も教員なので、宿泊学習のときとかの機会に、女性には月経というのがあってねということは話としてはします。そうすることによって子供たちからすると、そうか、女性ってそういう大変なことがあるんだなということで、言い方あれですけれども、その後、子供たちの関わり方もすごく柔らかい、優しい関係が流れたりということもあるので、そういったところはしっかりと、担任一人がやると結構大変なところはありますけれども、先ほど言ったような、保健・養護とかいろいろな人と連携しながらやっていくというのは本当に必要なことかとは思います。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。ここで提案してもっと早くからやれと言ってもまた学校制度があるし、そうなんだよね。逆に学校に頼らずに市としてできることはないんでしょうか。何かそういうアイデアが欲しいよね。母親学級とか父親学級とかやれるかもしれない。委員さん、何かありますか。

【委員】 先週も市内の保育園の4歳と5歳の子にその授業をやらせていただいたんですけれども、そこの保育園はもう何年かやっているんです。その取組をほかの保育園の先生たちが知ってくださいまして、今年は武蔵野市内の全保育園の保健師さん、医療職というんですか、保健師さんと看護職、保健室の先生たちに9月にお話しする機会をいただいているので、保育園とかだともしかしたら先生たちから発信なのか、先生方からは来たらお話ししてもらえるんですかというのも、保護者側だったり、子供側だったりという視点でお願いされることが、これからもしかしたら増えるのかなと期待しています。そんな感じでちょっとずつできるといいのかと。

【会長】 保育園は、所管は厚労省ということになるのか。そんな感じで広めていただけるのが一つありで、例えば附属の保育園で、幼少期からのリプロや健康や性に関する教育をしていくみたいなのは、一つ事業とか施策として拡充できるかとも思えますが、ほかどうでしょうか。例えば家庭教育が……どうぞ。

【委員】 センター出前講座というカテゴリーがあるんですけれども、そのカテゴ リーの中に性教育の出前講座というものをつくって、各学校に講師を派遣するという ことをこちら側でやって、学校は受け手になるみたいなことはいかがでしょうか。

【会長】 できるんですか。

【委員】 性教育にかかわらず、そういったいろいろな教育課題に関して、こうい

った講師を派遣しますよというのは結構ありまして、校長会という校長たちが集まる会が毎月あるんですけれども、そういったところで宣伝していただいたりすると、自分の学校に課題があるからぜひ来てもらえないかというような反応をされる校長先生たちはいらっしゃいます。そういった形で出前講座をやっていますよということを宣伝いただくのは、それは学校としては、じゃ、渡りに船じゃないけれどもやらせてもらいたいというのはあるのかと思います。

【会長】 ということはセンターとしても、こういう講師を派遣しますよみたいなことをもっと学校にも、今は大学とかには働きかけてもらってやっていますけれども、さらに幼少向けに、小学生の低学年とか幼稚園、保育園向けにというあたりも少し授業を増やしてもらうのもありかと思います。授業そのものが増えるわけじゃないでしょうけれども、そういうPRの仕方もあるかと思います。

ほかどうでしょうか。あとネットを使うとか、そういうアプリをつくるとか、それから先ほどちらっと言いかけましたが、家庭教育学級は文科省だけれども、父母向けにもうちょっと、あなたの幼稚園になるお子さんは大丈夫ですかみたいなことの啓発というか、親を教育するのもありかと思います。

【委員】 PTAも、さっきおっしゃったじゃない、学校がそう思っても、御家族の方の取り方が少しばらけていたりすると……。

【会長】 感じもあるよね。知らぬは親ばかりなりで、実は子供のほうが進んでいるかもしれないし。

【委員】 そういう点ではPTAの方に現状をよく認識してもらって、多分、意外と自分の子はとかね。

【会長】 親と話し合っていると、親のほうが保守的でとかね。

【委員】 この子はいい子だからみたいな。それで多分、やることによって先生方が違った批判を受けるんじゃないか。そうすると、絶対数ではなくて一人のパワーでガーンって、大体一人のあれで来ちゃう場合もありますもんね。

【委員】 言いたいところを言っていただいてありがとうございます。

【会長】 学校はやりたいんだけどね。

【委員】 この前から先生、目をつむっているような気がします。

【副会長】 多分、時間とか予算とかが絶対あるはずなので。

【会長】 まあ、学校は厳しいからね。

【副会長】 ということまで、さっきネットというお話が出ましたけれども、5歳とかの子に対してやるのであれば、例えばアニメみたいなものにしてそれを見せるとか、何かもうちょっと工夫のしようがあるんだろうって。

【委員】 動物愛から入ったりとかじゃないけれども、<u>動物のモチーフでアザミち</u> ゃんの親が泣いているとかじゃないですけれども。

【会長】 簡単なイラスト集とか絵本でもいいしね。

【委員】 愛する者との接点のような気がするんですよね。

【副会長】 でも、そこで誤解が生じないように質疑があることの大事さとかはあると思うんですけれども、もうちょっとメインの部分を映像にしてどうにかするとかいうことだと、ある程度乗り越えられる、予算的には乗り越えやすくなるのかと。

【会長】 市主導でもできるかという感じかな、どうだろう。

【副会長】 いつもやっていらっしゃる大学向けとか市民向けの講座はすごくいつも充実していて、そのままやっていただいたらいいのかな。でも、教育について多様性の観点からとかだと、ぜひここはこうしてほしいとか何かありますか。教育する中でどういう意識を持っているのかというのは、結構大きいのではとも思うのですが。

【委員】 今回書いていただいた課題は今までよりもすごく細かく丁寧に書いていただけたので、私はよかったと思っています。教科書に載っていること、学習指導要領に書いていることだけじゃないよねというのがちゃんと分かる形でここに書かれたので、細かなことはまたこれから次のステップということで、まずはいいのかなと思って読んでおりました。

【会長】 ただ、課題はそれなりにという感じですね。ありがとうございます。 ほかどうでしょうか。もうちょっと年少者向けにブレークダウンしていくというの が必要ですよね。そこら辺、御意見はどうですか。

【委員】 それも例えば図表5にいろいろ書いてありますが、先ほどもいろいろな 方がおっしゃっていたように、子供の年代に合わせて、例えば女らしさ男らしさとか は関係ないんだよというのを絵本とか映像で学びつつ、それから、性の部分だけじゃ ない、体ってすごいんだよとか、触れ合いって楽しいこともあるし、そうじゃないこともあるしというのをいろいろ経験して、それを本当に幼少期から積み重ねていくと いうのが包括的性教育ですし、先ほどユネスコの出してくださったガイダンスの理念 なので、そのように幅広く。どうしても性教育というと何か体の性の部分というすご

く狭いイメージがあって、それを幼少期からというとすごく「えっ?」と思ってしまうこともあるのですが、人間関係とか体全体のこと、ジェンダー規範のこととかも全部、あと先ほど権利という話もあったんですけれども、体の権利のこととか、そういうことを全部ひっくるめてのものなので、それを子供たちの実態に合わせて積み重ねていくというのが、図表5のもう本当にここに書いてあるもの、パーセンテージが半数ぐらいしかなくて、多分これは設問の書き方もあるかと思うんです。

例えば「望まない妊娠や性感染症を防ぐなどの教育を早期から行う」という設問も、「え、幼稚園から?」って言われれば、今、避妊と人工妊娠中絶は学習指導要領は高校からなんです。いや、それじゃ遅いでしょう、中学でしょうというのも早期に入るわけで、その辺の感覚の違いがいろいろあって、こういう短い文章で意識を把握するというのはすごく難しいのですが、でもせめて先ほど委員さんの実感からも、本当は中学校でしょうというのはあると思うので、それも武蔵野市の子供たちとか、その子供たちに関わっているいろいろな医療・福祉関係者の方々と話し合って、この種は専門家に中学校の頃からやってもらおうとか、そういうのがもうちょっと、予算も組めるとすごく学校は助かると思うんです。その辺は市がいろいろできることかもしれないですし、講師派遣の予算を支援とか、性の多様性もそうですけれども、何かそういうふうになるといいなと思いました。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。

そういう意味では、ここに書かれている施策がかなり絞り込んだ書き方になっているんだよね。学校教育に絞ってしまっているし、性の多様性に絞ってしまったり、性的マイノリティに絞ってしまっているから、これはいいのか。基本施策がでかいからいいのか。どう見たほうがいいのかね。さっき言われているように、学校教育だけの問題じゃないんだよね。

【委員】 縦割の横というか、関連性がすごく。もちろんさっき言った基本目標のところに、メディア・リテラシーだとこっちのほうでしょう、意識づくりでしょうと言ったら、その意識というか、倫理観というかそこら辺のところが。

【会長】 大事だよね。

【委員】 難しいですよね。

【会長】 でも、今、貴重な御意見。

【委員】 これはバランスがとてもよいと思うんです。

【会長】 どうしてもこう細かい授業とかの話になってしまいますけれども、今の 議論を受けて、少し主管課にもいろいろ提案ができるかもしれませんので、考えてい ただければと思います。

どうでしょうか。1の部分に関して時間を大分取ってしまいました。いかがでしょうか。課題に関しては、もうこういうのでいいのではないかという御意見もいただいています。難しいね。改めてまたもんでもらう感じかな。ちなみにメディア・リテラシーは、この資料の1の(2)にここを入れてもらえればいいんですかね。1枚目の一番下に、男女平等の意識啓発の下に、(2)で男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上みたいなものが来ればいいかと思います。

ほかどうでしょうか。

【委員】 これは今のところですけれども、男女平等の視点に立った学校教育の推進としてしまうと学校だけになってしまうと思うので、例えばですが、これを男女平等の視点に立った教育の推進としてしまって、括弧か何かで学校と家庭と何とかみたいな、何かするとかはいかがですか。やはり学校だと、イメージするのは小学校から高校みたいな感じになってしまうと思うんですけれども、多分、それこそ保育のところから、あるいは家庭、そして公教育、学校が入ってくると思うので。

【会長】 おっしゃるとおりで、少しくくりを変えて、大きな1、それで基本施策2が男女平等教育、これはでかいですよね。次に、あとは増やすだな、学校は学校、それからそれ以外に乳幼児、幼児、家庭とかね。

【委員】 社会問題でもありますよね。

【会長】 親向けとか地域向けとか、これはセンターがやったり、ほかの部署でもできることもあると思うので、もう少しアイテムを増やすのはありかと思うんです。施策のところで(1)(2)(3)ぐらいまで、事業がぶら下がるかどうかは別として、学校と言ってしまうとうどうしても学校なので、絞りすぎかとは思うんです。どうぞ。

【男女平等推進担当課長】 課題のところで学校以外での教育も意識する必要があるとか、そういう課題を一言書き込めれば、下の施策や事業はそれに応じて進んでいけるかと思います。

【会長】 そうしたら第5次計画の課題に、学校だけじゃない、もっと幼児期から 必要だし、それから親向けも必要だしというあたりを課題として書き込んでもらうと いうことで、どうでしょうか。ごめんなさい、あともう30分ぐらいしか時間がありませんので、基本目標1に関してはいかがでしょうか。ほかにこんなふうに課題に書き込んでもらうと、施策を立てやすくなる。それから、またもうちょっと施策ももう少し細かくプランを出していただけるかもしれません。しかもいきなり性とかではなく、子供の頃から体とか人権とか、そういうことも含めてという、そんなニュアンスの課題を入れていただきましょうか。

【男女平等推進担当課長】 ここの性教育のところではなくて、男女平等の教育全般についての基本施策ですので、もちろん性教育だけではないと思っています。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

1はそんなものかね、意識づくりは。またありましたら加えていただいて、4のほうももんでみたいので、4はそんなに組織も兼務ですので、ごめんなさい、また説明してもらってよろしいでしょうか。資料6とデータを使って、体制づくりに取り組むまちということで課題と施策を、全部細かく説明いただかなくても結構ですので、お願いできましょうか。

【男女平等推進担当課長】 (~資料6を説明~)

【会長】 ありがとうございます。最後のメディア・リテラシーの課題については、もうこれで十分書き込んでいただいているかと思います。この文言でいいのではないかと思います。これはまた後で、意識づくりのほうで触れますけれども、課題はこれでいいかなと。『まなこ』が読まれていない、知られていないか。「ヒューマンあい」も横ばいというあたりが課題のようです。条例は理念についてもうちょっと知られたい。『まなこ』は紙だけではなく、ウェブ公開も一緒にしていますよね。

【男女平等推進担当課長】 ホームページで公開しています。

【会長】 せっかく市民委員がせっせと作ってくれているんだけれども、何かPR の仕方の問題があると思いますね。紙であれするとまた予算も食いますが、あと、『まなこ』はどういうところに配架していましたっけ。いろいろなところに出していますよね。

【男女平等推進担当課長】 中学校の1、2、3年生に全員配布しています。小学校は各学校に数十部を配っています。他に、市内の医療機関とか、理容院、美容院、大型店舗、金融機関などに設置しています。あとはもちろん市内の公共施設とか。

【会長】 意外と目にするんだよね。目にするんだけれども、知られていない。

【委員】 凝って作った雑誌ではないんだけれども、すごくいいですよ。とてもすてきです。それで、『まなこ』という意味は、私たちは知っているんですが、例えば『まなこ』という名前を変えるのはどうでしょうか。

【会長】 初代の編集委員たちが考えて苦労してつけてくれた伝統あるタイトルだからね。

【委員】 部数が減ったりとか事務的な問題として、いろいろなあれをするとしたらば、今は何が子供たちも含めて、雑誌を見たときに、例えば表紙の色を変えるのと同じように、その辺のところは時代とともに。

【会長】 見られる工夫、持って帰られる工夫、知られる工夫。

【委員】 例えば「ヒューマンあい」とそんなに違わないと思うんですけれども、「ヒューマンあい」のほうは認知度が落ちていない。2つあったらどっちを取ると言ったら、多分「ヒューマンあい」を。表紙だけね。何かそこら辺で。

【会長】 男女平等推進情報誌みたいなものをもっと大きく掲げるとか、ロゴを大きくするとか、いろいろ必要かもしれませんね。ありがとうございます。

【委員】 今までも議論はあったと思うんですけれども、年に1回だけ全戸配布というのを、『まなこ』を作っている方から私はよく伺っていて、それは毎回提案しているらしいんですけれども、なかなか現実にならないということと、あと中学校で配っていらっしゃるということで、前回ルッキズムみたいな特集があったときに、そういう課題を使って学校の授業に取り入れるとかって、具体的に使っていただくようなことも大事かと思っています。

【会長】 おっしゃるとおりです。いいと思います。テーマはルッキズムだ、ダイエットだ、メディアだ、いろいろな切り口があると思いますので、多分、そこら辺は編集委員の方々も苦労し、また工夫していただいていると思うんだけれども、もう少し普及の努力を、毎回、せっかくいい特集をしていますよね。見られないともったいない。また学校で使ってもらうとかね。『まなこ』が課題だということです。

【委員】 率直に申し上げて、『まなこ』が今後伸びるということもなかなか難しいのかと。ただ、多層的というか、そういうメディアでしか見ることができない人たちも結構いらっしゃるんです。だから紙媒体は残っていくと思いますし、紙媒体のよさというのもすごくあって、画面で検索してみると訳が分からなくなるけれども、考えたりめくることのよさがすごくあるので、数値目標は大事だと思うんですけれども、

あまり気にし過ぎかなと思いました。

【会長】 ありがたいお言葉。出し続けることね、紙だしその強みはありますから、 もうちょっと頑張ってみましょうかという感じですかね。

【委員】 今、若い人はウェブサイトを見ないので、インスタとかに移ったほうがいいかと思います。そっちだったら別に印刷費がかからないので、同じページでいいと思うんです。それをインスタに1ページずつ載せていくだけでも、それを1回フォローしてしまえば必ず見ますから、認知度を上げるのはいいんじゃないかな。今の人はコンピューターを持っていない人も多いので、スマートフォンだけですよね。

【男女平等推進担当課長】 『まなこ』は、男女平等情報誌ですが、男女平等のテーマに関心がある人に深掘りをしてもらうような雑誌なのか、男女平等に関心がない人に見てもらう雑誌なのか。男女平等の啓発なので、関心がない人に見てもらいたいのですが、なかなか難しいというのを感じています。

【会長】 読者ターゲットをどうするかということもありますけれども、認知度を上げるということは、ある意味関心のない人にも広げるということですよね。深掘りするのももちろん大事なんだけれども、インスタとかSNSにアップしていくというのは非常に、スマホだけしか持ちませんからね。それで見られるようにというのが大事ですかね。かつ小さいスマホでも分かるように、レイアウトも少し工夫が要るかもしれませんけれども、漫画も何もみんな今はスマホで見ていますから、そういう電子出版絡みのことを射程に入れて、もちろん紙も非常に大事だと思いますが、オールドメディアとニューメディアのうまい共存でやっていただけると、もう少し認知率が上がるかと思います。

【副会長】 市のインスタってあるんですか。

【男女平等推進担当部長】 インスタはないです。フェイスブックとツイッター、あとLINEですね。昨日、講座に来ていた若い方とお話ししていたら、ツイッターは荒れているので、周知というか、反響は大きいんだけれども、いいも悪いも来てしまうので、今、若い人はインスタが発信のツールとしては一番使っているみたいなことを言っていました。

【会長】 確かにインスタでしょうね。そう思います。そこら辺は課題に入れていただいて、発表の媒体、プラットフォームというか、そこら辺を課題に入れて広げてはどうかという、課題を入れたいと思います。

体制づくりに関しては、ほかどうでしょうか。

【委員】 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実というところに、職員の方、合っているかどうか分かりませんけれども、かつては専門職のような方が配置されていたのですが、最近は会計年度職員というんですか、名前が変わってどうか分からないんですけれども、専門性の高い人が入っていらしたのですが、それがだんだんそうではなくなった人たちというカテゴリーになってしまって、その辺りも充実ということに関しては若干遅れをとっているのかという感じはするんです。

【会長】 市としては、そこら辺はどうなっていますか。

【男女平等推進担当課長】 会計年度任用職員に2種類の職を設けています。専門性のある職として募集・採用するものと、庶務的な職として募集・採用するものです。 専門性のある職といっても、資格職ではありませんので、その中でいかに専門的な人材を雇用するかというところが難しいです。

【会長】 そこら辺が会計年度職員とかそういった制度自体に問題があって、これでは暮らせないとか、長く勤められないとかね。どうも行政側が窓口を狭めているような気がしないでもないのですが、やはり待遇の改善といいますか、それは必要だよね。ただ、このセンターだけでどうなるものでもないとは思うんだけれども。

【男女平等推進担当課長】 給料など、待遇も庶務的な職の方と比べて大分良いのですが。

【委員】 何年って決まっているんですか。

【男女平等推進担当課長】 試験のない、再度の任用は最大で5年間までです。

【委員】 会計年度職員の問題になってしまうと、働く話になってしまうんですけれども、毎年毎年更新しても給与が全然上がらないというか、だから経験を積み重ねてもそれが生かされないみたいなのが、不満として結構あるというのはありますよね。特に女性の働く場所として問題です。

【会長】 男女センターが女性が独り立ちできないような労働環境ではまずいかと思うんですけれども、難しいですね。そこら辺を拡充、いい職員に長くいてもらってというのは大事なインフラですから、ぜひセンター自体の力をエンパワーしてもらうためにも、そこのところも課題だろうと思うんです。パワーあふれる人材に来てもらう努力と、まさに体制づくりが要るかと思います。今、首長は多分それなりに理解のある方だろうと思うので、全庁挙げてそういう雰囲気があるとは思いますけれども。

体制づくりに関しましては、ほかどうでしょうか。

広報と「男女平等推進センターヒューマンあい」の活動と全庁的な取組、あと職員研修、一通り過不足なく入っているかとは思いますが、組織もできているしね。あとは「男女平等推進センターヒューマンあい」の人材とエンパワーか、というあたりですかね。どうでしょう。じゃ、4に関しましてはこれぐらいにしておいて、1のほうで課題とかで何かまた追加がございましょうか。

これで終わってしまいそうですが、となるとイメージとしては、今出た課題を基に、 また少し細かめの施策をプランとして次に出していただけるんでしょうか。基本施策 は出るか、施策の部分か、括弧が少し増えるとかあり得ますか。基本目標1と4に関 しては。

【男女平等推進担当課長】 基本目標1と4について、例えばメディア・リテラシーはこっちに来るとか、そういったところは具体形をつくりながらと思っています。 次は基本目標2をやり、8月には基本目標3をやります。あまり行きつ戻りつしていると全体が進まなくなりますので、9月の時点で基本目標、基本施策、施策、その下に事業をついたものをお出しするようにしたいです。基本目標1のところをまた次回もやるということはなしにして、9月まで進みたいと思います。

【会長】 分かりました。1と4に関してはそんな感じで、2は次回ですが、先ほど言っていたように、学校体制づくりは取ってしまうよね。それから、学校というのに狭めず、もう少し細かい、括弧番号で親向けとか、幼児向けとかというふうに、教育のところは少し細かく分けていただく施策を出してもらえるといいかと思います。

そんなところでしょうか。今、お話があったように大きな2が7月、大きな3が8月の予定でおります。8月はペンディングになっているリプロのところ、この言葉に男も含めるか、女性だけの健康の問題でいいのかといったあたりはもんでみたいと思います。

今日は資料7を使って、指導課と男女平等推進センターのヒアリングをしてしまおうかと思っていたんですけれども、時間がなくなりましたので、次回に回すということでいいでしょうか。

7月、8月にやる2番と3番は結構重いので、時間がかかるかもしれないね。ヒア リングの時間がとれるか。

【副会長】 やった感じとして、多分初めての方もおいでだし、そこの部分の説明

を受けた上で、そこの部分を検討するのが結構理解が深まって、効率もまあまあいい という部分はありました。

【会長】 確かに。うちでこんなことをやっていますというのを聞いたほうが今度 のプランもつくりやすいということですね。どうしよう、進めますか。

【男女平等推進担当課長】 次回に人事課と産業振興、子ども育成を選んだのは、 基本目標2に絡むところが多い課を呼ぶつもりです。基本目標3をやるときにはそこ に関連するのが多い部署、子ども育成課、健康課とか、リプロのところと。基本目標 に近い、関連が多い部署の課長にお越しいただくようなことを想定しております。

【会長】 ということですね。ちょうどいいね。本来だったら今日は1と4に当たるところがヒアリングできたわけだけれども。じゃ、少なくとも7月、8月は予定している2番、3番にふさわしい部署に来てもらうほうがいいですね。

【男女平等推進担当課長】 そのほうが、話がかみ合うと思います。

【会長】 聞いてから議論するというふうしたいと思いますが、進行としてはそれでよろしいでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 はい。では、今後の日程ですが、9月以降が決まっておりませんので、11月あたりまで決めてしまえればと思います。

【会長】 決めましょうか。

(日程調整)

【男女平等推進担当課長】 では、7月が19日の水曜日、8月が18日の金曜日、9月が29日金曜日、10月が30日月曜日、11月15日水曜日、以上で。全部、時間は夕方6時から、この場所でと思っています。

【会長】 分かりました。それでは、第2回の武蔵野市男女平等推進審議会を終わりたいと思います。どうもお疲れさまでございました。